

第一百七十一回 参議院総務委員会会議録

第九号

平成二十一年三月二十七日(金曜日)
午後零時四分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

梅村

聰君

補欠選任

行田

邦子君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

梅村

聰君

内藤

正光君

内藤</div

とは、地方公共団体の財政基盤の強化、自由度の向上を図るものとして意義深いものであります。

さらに、創設される第三セクター等改革推進債の活用により、第三セクター等の抜本的な改革を先送りすることなく、早期かつ集中的に取り組むことができるものであります。

以上の理由から、両法律案に賛成の意を表するものであります。

政府においては、地域の元気回復、活性化を図るため、地方税財源の一層の充実確保に努めることを強く要請して、両法律案に対する私の賛成討論といたします。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

地方税法等改正案は、上場株式等の配当、譲渡益への一律一〇%軽減税率を復活させ、三年間延長するなど、上場株式等を大量に所有する大資産家優遇を拡大するものであり、認められません。この措置は、政府税調でも金持ち優遇税制と批判され、廃止すべきものとされていたものであり、政府の方針さえもほごにするものであります。

次に、地方交付税法等改正案について述べます。

交付税の増額は四千億円程度にすぎません。しかも、特別枠一兆円のうちの雇用対策費五千億円は二年間限り、地方再生対策費も当分の間の措置であり、恒久的で安定した交付税の増額と言えるものではありません。このように、三位一体改革による五・一兆円の交付税削減から見て、地方が求める交付税の復元、増額には程遠いものです。

また、〇九年度は十兆四千億円を超える地方財源不足が生じているにもかかわらず、その補てんの大半は地方債である財源対策債、臨時財政対策債で賄うものです。これは、財源不足を地方の借金で穴埋めするものであり、交付税総額の確保に国が責任が果たされておりません。財源不足が十四年間も続いている下で、交付税率の引上げなど

抜本的な対策を行なうべきです。

○九年度の地方財政計画でも、歳出を圧縮し、人件費等を厳しく抑制しています。これまでも地方自治体では、人員削減、民間委託やアウトソーシングが進められ、三割から四割が非正規職員に置き換えられるなど、行政サービス低下によって住民の安心、安全が脅かされています。

最後に、法案は、第三セクター等の整理又は再生を行う場合、借入金返済の負担について地方債の発行を認めるものであり、貸し手の金融機関など関係者の責任があいまいにされ、住民に負担転嫁される危険性があることを指摘し、討論を終わります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方税法等改正案、地方交付税法等改正法案について反対の討論を行います。

この間の自民党政権の市場万能主義による政治で社会的格差が広がり、とりわけ自治体は強いられた大合併と職員の削減、五兆円の地方交付税削減によって疲弊の極に達しました。今、ようやく世論に押されてその是正、復権の萌芽が見えていますが、政府提案の二法案はそれを推進する内容にはなっておりません。

まず、地方税法改正案は、株式の配当、譲渡益に係る優遇税率を延長するなど、税制の不公平は正に逆行する内容が多く盛り込まれています。地方税の旧道路特定財源は、過半が引き続き道路を減税を地方税に転嫁するなど課税自主権に逆行しています。

次に、地方交付税法にあつては、財源不足が恒常化し、同法第六条の三第二項に基づき五税の法定交付率を引き上げるのが原則です。ところが、今回、またもや臨時財政対策債により将来の自治

あいまいです。

また、消防職員の欠員五万人を始め、公共部門の労働力需要が多くの分野にあるにもかかわらず、自治体に対する長年の給人件費抑制は地域社会を崩壊させ雇用創出にも逆行しています。かねてから、地方六団体から地方交付税を地方の共有税として国と対等の地方行財政会議を常設せよ、また国直轄事業地方負担金を撤廃せよなどの意見が出されています。国は、自治体を消費税率で釣るのではなく、大法人や高額所得者、資産所得の適正課税と税源移譲によってこそ地方税の充実を図るよう求めて、反対討論といったし

ます。

○委員長(内藤正光君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(内藤正光君) 本案に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(内藤正光君) 少数と認めます。よつて、本案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(内藤正光君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(内藤正光君) 少数と認めます。よつて、本案は賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法にあつては、財源不足が恒常化し、同法第六条の三第二項に基づき五税の法定交付率を引き上げるのが原則です。ところが、今回、またもや臨時財政対策債により将来の自治

等に関する調査を議題といたします。

加藤君から発言を求めておりますので、これを許します。加藤敏幸君。

○加藤敏幸君 私は、民主党・新緑風会・国民護憲連合の各派共同提案による地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議案

國・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられています。このような状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい地方税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方財政計画の策定に当たつては、歳出規模の抑制等を通じた地方交付税総額の削減に

より地方独自に行なう施策・取組の余地が失われていることを十分に認識し、地方の意見を確実に反映しながら、地方全体の財政需要を適切に積み上げるとともに、これに伴い必要なとなる一般財源の確保を図ること。

二、地方交付税の本来的な役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に發揮されるよう、基準財政需要額について、地域の再

生・活性化や雇用創出の推進等地域住民が将来にわたつて安心できるための施策を有する財政需要等を的確に反映した算定に努めること。

三、現下の厳しい地域経済環境において、地方の疲弊が極めて深刻化している中、毎年度発生する巨額の地方財源不足への対応について

は、いわゆる「国・地方の折半ルール」による暫定措置の在り方や、法定率の引上げを含め、地方税財政制度の抜本的改革を検討する

地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業

こと。

四、巨額の借入金を抱える地方財政の健全化について
当たつては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保に留意しながら、計画的に進めること。また、臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、将来において各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

五、地方公営企業等金融機構の貸付対象を一般会計に拡充すること等に伴い、機構の財務基盤については引き続き市場の信認が得られるよう、その充実強化を図ること。

六、地方分権改革推進法に基づく地方公共団体に対する財政上の措置の在り方等の検討に当たつては、地方に参画の機会を保障すること。また、地方分権改革推進計画についても、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとなるよう最大限配慮しつつ、新地方分権一括法の早期制定を目指すこと。

七、地方公共団体は、直接住民サービスを提供する役割の大部分を担つていていることから、その基盤となる地方税財源の拡充のため、地方公共団体の財政力格差に配慮しつつ、税源の偏在が小さく、収支が安定的である地方税体系の構築を早急に進めること。

八、国の直轄事業については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、抜本的に見直すこと。また、直轄事業負担金については、役割分担の明確化等に応じ、廃止を含む見直しを行うこと。

九、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に当たつては、各地方公共団体における住民サービスの不適切な低下を招く事態とならないよう十分な配慮に努めること。併せて、地方公共団体の財政運営をより透明化するため、企業会計を参考にしつつ、地方公会計の整備の促進を図ること。

右決議する。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(内藤正光君) ただいまの加藤君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤正光君) 多数と認めます。よつて、本決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鳩山総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山総務大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 残念ながら、地方税法、地方交付税法の両改正案はお認めいただけなかつたわけであります。この御決議の内容は誠にすばらしく、私どもとしては、非常に先生方に強く激励されたものとしてこれを受け止め、頑張つてまいります。

○委員長(内藤正光君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

平成二十一年四月六日印刷

平成二十一年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A